

インダストリアルチャプター規程

(設置)

第1条 応用物理学会（以下「本会」という）にインダストリアルチャプター（以下「チャプター」という）をおく。

(任務)

第2条 企業会員数の増加をはかるとともに、産業界とアカデミアの融合を促進する。

(業務)

第3条 チャプターは次に掲げる活動を行う。

- (1) シンポジウム等の企画
- (2) 異業種企業の会員間の情報交換推進
- (3) 企業からの本会改善に向けた提言のとりまとめ
- (4) 企業からの本会代議員や役員の推薦
- (5) 企業若手会員のネットワークづくり
- (6) その他、企業会員にとってメリットとなる施策の提案や実施

(組織)

第4条 チャプターは代表1名、副代表2名、コアメンバー、既定メンバー、一般メンバーをもって組織し、企業所属の副会長をチャプターの担当とする。

2. 代表はコアメンバーからなる会議において、コアメンバーより選出する。
3. 副代表は会員サービス委員会メンバーより1名、代表が指名した1名の合計2名とし、コアメンバーとなる。
4. コアメンバーは、全チャプターメンバーで組織する会議において決定する。コアメンバーの任期は原則25ヵ月とし、重任を妨げない。
5. 既定メンバーは、企業所属の本会代議員および講演会委員とし、それぞれの任期中、メンバーとなる。任期後、コアメンバーあるいは一般メンバーとなることができる。
6. 一般メンバーは、本会正会員あるいは準会員で、メンバーとなることを希望し、コアメンバーが承認したものとす。加えて、法人会員あるいは講演会にて出展した法人に所属するものでチャプターメンバーとなることを希望し、コアメンバーが承認したものとす。

(会議の運営)

第5条 代表は、必要に応じて、コアメンバーからなるコア会議やコアメンバーと既定メンバーからなる拡張コア会議を招集し議長となる。

2. コア会議を最高決定機関とし、チャプターの方針や施策を決める。
3. 代表は全チャプターメンバーで組織する会議やシンポジウムを少なくとも年1回開催する。
4. 副代表は代表を補佐し、代表に事故のあるときはその職務を代行し、チャプターの活動について会員サービス委員会に報告する。

(雑則)

第6条 チャプターの庶務は事務局において処理する。

第7条 本規程に定めるもののほか、チャプターの運営に必要な事項は代表が招集する会議において定める。

第8条 本規程は総務担当理事の承認を経て改正することができる。

附則

初代コアメンバーは、企業チャプター創設WGメンバーまたは同WGメンバーから推薦のあったものとする。

この規程は、2015年12月18日理事会承認により施行する。

2017年12月8日 改正 総務担当理事承認